

スクラム

東京清掃労働組合墨田支部機関紙
2007年3月10日(土)
第20号
教育宣伝部発行/教宣部長 岡崎広

【第4回支部委員会報告】

3月9日(金)、業平詰所において第4回支部委員会が開催され、「平成19年度技能系人員提案」及び「時間内組合活動の見直しの最終判断」について議論を行い、両案件について承認、その後行われた小委員会交渉において正式に確認がされました。

平成19年度 技能系人員について

1. 清掃事務所

	計画人員				計画外人員			合計	暫定 過員
	稼働	週休 代替	予備	小計	指導 業務	軽小 運転	小計		
18年度	66	14	10	90	16(6)	6	22(6)	112(6)	4
19年4月	64	13	9	86	15(4)	5	20(4)	106(4)	3
19年7月	64	13	9	86	15(4)	5	20(4)	106(4)	3
19年10月	68	14	10	92	9(4)	5	14(4)	106(4)	3

※平成19年度再任用職員7名=正規5名換算(運転職員含む)・定数外=1名

2. なりひら事業所

	稼働	週休代替	予備	小計	整備	合計	暫定過員
18年度	13	3	2	18	2	20	2
19年度	12	3	2	17	2	19	2

3. 統括技能長・技能長

	統括	技能長	合計
18年度	1	11	12
19年度	1	10	11

2月1日に妥結した「平成19年度作業計画策定にあたっての考え方」および「平成19年度作業計画」に基づき、上記の人員配置について当局より事務折衝にて示されておりました。人員配置が4月当初と10月段階で大きく差が生じることや、選考が行われなかったことから技能長1名減となることなど不満の残る内容ではありますが、執行部としてはやむを得ず受入れを判断、第4回支部委員会での了承を受け、同日正式提案交渉を持ちました。やり取りについては以下の通りです。

第82回(小委員会)交渉議事録

- 開催日時 平成19年3月9日(金)午後5時30分から午後5時45分まで
- 開催場所 区役所82会議室
- 出席者 組合：池田副委員長、斉藤書記長(区担当中執)、佐々木財政部長、遠田組織部長、吉野賃金部長、岡崎教宣部長、大塚共闘部長
区側：宍戸環境担当部長、清水職員課長、鈴木リサイクル清掃課長、相澤すみだ清掃事務所長、山岸人事主査、村田リサイクル清掃主査

- 内容 平成19年度技能系人員について(提案)

5 議事

区側：平成19年2月1日に、「平成19年度ごみ収集作業計画策定にあたっての考え方」及びこれに基づき策定しました「平成19年度作業計画」について妥結したところです。

これらに基づき策定した、「平成19年度技能系人員配置計画」につきましては、お手元の資料のとおり提案いたします。よろしくご検討ください。

組合：1点確認させていただきます。19年度指導業務については、サーマルモデル実施に関わっての業務が非常に大きな割合を占めるかと考えていますが、その具体的な内容、また、4月当初と10月での人員配置数の違いについて根拠をお聞かせいただきたいと思います。

区側：それでは、私の方から説明します。

指導業務の19年度の重点項目としては、お手元の資料にありますとおり、事業系ごみの排出実態調査と集積所等排出指導が主なものとなります。もちろん、サーマルモデル収集にかかわる事項は、後者の指導項目に含まれます。具体的には、指導業務の人員だけで対応するものではありませんが、モデル地域への周知や排出指導が重要となってきます。また、資源の分別徹底の指導もますます必要となります。

指導班に限って言えば、これまで、可燃ごみで収集組との乗り換えによ

る事業系ごみ処理券の貼付指導を行ってきましたが、これを不燃ごみで実施することにより、資源の分別指導も併せて行えるというものです。

次に、事業系ごみの排出実態調査ですが、NTTの事業所データを基に1件1件聞き取り調査を行うというものです。最終的には台帳整備をしていく必要がありますが、人員を必要とするのは8月くらいまでと考えております。よって、4月当初と10月からの人員に差がでます。

組合：指導業務の内容、また、人員配置の根拠についてはわかりました。また、計画人員についても適性に配置されていると思います。したがって、基本的には了解できる内容であると考えますが、1点確認させていただきたいと思います。今年度は廃プラサーマルモデル地区において、食品トレーの回収についても委託によりモデル実施を行うとの考え方が示されています。このことについては、サーマルモデル実施の細目と同様に引き続き協議との確認がされていると理解しています。したがって、今回の人員配置提案につきましては、そのことと切り離れた提案であると受け止めますが、よろしいか。

区側：すでにお伝えしていますとおり、食品トレーのモデル回収につきましては、区としては委託で行いたいとの方針です。しかし、現在、労使で協議を行っている最中でありますから、その様にご理解いただいて結構です。

組合：わかりました。本提案につきましては、持ち帰り機関に諮り、後日回答をさせていただきます。

区側：ご検討の程よろしく申し上げます。

区側：これで本交渉を終わります。

正式回答交渉は後日行うこととなりますが、清掃本部の了承も得たことから、上記人員配置計画に基づいた4月の実配置については、来週、所より提示される予定となっています。

火災共済の入金は26日までに財政部へお願します。

時間内組合活動の見直し 最終妥結

標記については、組合休暇（無給）の新設および実施時期を6月1日とするとのみ合意し、適用範囲等については、引き続き協議を行って来ました。積み重ねた事務折衝を踏まえ、一定程度前進した内容が当局より示されたことから、支部委員会としても受け入れることを判断し、同日正式に交渉を持ち、回答をいたしました。

当局の最終提案は下記のとおりです。

① 実施時期について

- ・ 平成19年11月1日とする。(6月1日から10月31日を経過期間とする)
- ・ 経過期間中は、従前の1/2程度の範囲で有給での期間運営を認める。

② 組合休暇(無給)で行うことのできる機関運営の範囲について

(1) 大会(年1回:8時間以内)

(2) 支部委員会(月1回:4時間以内)

(3) 支部執行委員会(週1回:4時間以内。ただし、月1回は8時間以内)

(4) 支部専門部会(週1回:各4時間以内)

(5) 青年部・女性部

① 大会(年1回:4時間以内)

② 委員会(月1回:4時間以内)

③ 常任委員会(週1回:4時間以内)

(6) 自治労の機関運営

① 大会(年1回)

② 中央委員会(年4回)

③ 青年部大会(年1回)

④ 婦人部大会(年1回)

⑤ 都本部大会(年1回)

⑥ 都本部中央委員会(週1回:1回4時間以内)

したがって、10月31日までは、これまでとほぼ同様の内容で時間内の機関運営が確保され、このことにより、10月に予定しています次回定期大会については時間内に有給で開催することが可能となりました。

しかし、この間、報告していますとおり、組合休暇については補償等の関係から取得することが現実的ではありませんので、11月以降の機関運営のあり方については十分に検討を行い、次回大会までには今後の機関運営のあり方を皆さんにお示ししていきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。